2▶3 特集
4▶5 街かどリポート
6▶7 コロナウイルス感染症対策
8▶15 タウントピックス
16▶19 市政レーダー
20▶21 さざやまホットステーション
22▶23 はぐくみ
24▶27 施設情報・相談
28▶31 インフォメーション

パブリック コメント

パブリックコメントとは

条例や計画などを定める前に案を公表し、市民の皆さんや在勤・在学の方、活動や事業を営む方、利害関係のある方に広く意見をお聞きします。その結果を反映させることで、市民目線の行政を進めるものです。

保健福祉に係る各種計画（案）に対する意見を募集します

問い合わせ　長寿福祉課☎552・5346／社会福祉課☎552・7102

第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間が終了するため、次期計画の策定を行います。

このたび、これらの案がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。各計画の概要は次のとおりです。

○第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（長寿福祉課）

計画期間　令和3年度～令和5年度

この計画は、「介護保険法」および「老人福祉法」に基づき策定するもので、介護サービスや施設整備、高齢者に係る各種施策を計画するものです。

介護保険サービスの現状を分析、ニーズの把握を行いながら、今後3年間の必要な介護サービス量の推計と施設整備を計画し、65歳以上の第1号被保険者の保険料を算定します。

また、同時に家族や地域、関係機関と結び付いた地域包括ケアシステムの構築や、医療と介護の連携などを通じ、高齢者が安心して地域に住み続けられるよう取り組みます。

○第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（社会福祉課）

計画期間　令和3年度～令和5年度

この計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」に基づき策定するもので、障害福祉サービスなどの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画を定めるものです。

障がい者（児）の地域生活を支援するため、障がいに対する理解や環境整備、多様な体制づくりなどを進めていきます。

また、これらを推進するための数値目標を設定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制確保に取り組みます。

意見を提出するには…

【閲覧場所】
長寿福祉課、社会福祉課、各支所、市ホームページ

【提出資格】
市内在住・在勤・在学、活動や事業を営む方、市に対して納税義務を有する方、当案に利害関係のある方

【募集期間】
2月2日（火）～3月3日（水）

【意見の提出方法】
任意の様式に意見および住所・氏名を記入の上、長寿福祉課または社会福祉課まで

- **郵送**　〒669-2397・丹波篠山市北新町41　長寿福祉課宛て
- **FAX**　554-2332
- **メール**　chojufuku_div@city.sasayama.hyogo.jp

【その他】
※電話での受け付けや個別の回答は行いません。
※提出された意見の原稿などは返却しません。

丹波篠山市文化財保存活用地域計画（案）に対する意見を募集します

問い合わせ　文化財課☎552・5792

平成23年に篠山市歴史文化基本構想を策定し、市内各地区の特色ある歴史文化を生かしたまちづくりを推進してきました。しかしながら、人口減少や少子高齢化が進む中、「歴史資産」を保存・活用する担い手が不足し、継承が困難になってきています。こうした状況を踏まえ、市教育委員会では「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」の作成を進めています。

地域計画とは、文化財保護法の改正で制度化された文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランのことをいいます。歴史文化基本構想の理念を受け継ぎながら、取り組みをさらに継承・発展させることをめざしています。

地域計画の作成に当たり、市では丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会を組織しました。そこで、計4回の審議と、丹波篠山市文化財保護審議会の意見聴取を経て、地域計画（案）を作成しました。

意見を提出するには…

【閲覧場所】
文化財課、各支所、中央図書館、丹波篠山市民センター図書コーナー、市ホームページ

【提出資格】
市内在住・在勤・在学、活動や事業を営む方、市に対して納税義務を有する方、当案に利害関係のある方

【募集期間】
2月1日（月）～3月2日（火）

【意見の提出方法】
任意の様式に意見および住所・氏名を記入の上、文化財課または各支所まで

- **郵便**　〒669-2397・丹波篠山市北新町41　文化財課宛て
- **FAX**　552-8015（文化財課宛て）
- **メール**　bunkazai_div@city.sasayama.hyogo.jp

公的年金などの源泉徴収票を送付しています

問い合わせ　医療保険課☎552・7103

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税の対象になります。そのため、老齢年金を受けている方全員に、1年間の年金の支払総額や源泉徴収税額などを記載した「源泉徴収票」を1月中旬から下旬までに日本年金機構から送付しています。

この源泉徴収票は、年金以外に給与など収入があり、確定申告をするときや、源泉徴収された税金の還付を受けるときに添付する必要がありますので、大切に保管してください。

もし、紛失などされた場合は再交付ができますので、西宮年金事務所（☎0798・33・2944）までお問い合わせください。

なお、障害年金や遺族年金は課税の対象外のため、源泉徴収票は送付されません。

前納割引制度をぜひ、ご利用ください

2年前納で国民年金保険料をお得に

まとめて前払いをすると割引になる「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」制度があります。口座振替・クレジットカード・現金納付での取り扱いがあります。

2年前納のメリット

①2年間で15,000円程度の割引
②2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象になります（各年分の保険料に相当する額を各年での控除も可能）
③納め忘れの防止

申込期限　2月26日（金）

申し込み方法　市役所医療保険課・各支所備え付けの「申込書」を預貯金口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口、または年金事務所へ提出　※現金納付希望の場合はお問い合わせください。

～確定申告会場（丹波篠山市民センター・柏原住民センター）への来場を検討されている方へ～

確定申告会場への入場には『入場整理券』が必要です

確定申告が2月16日から始まります。今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受付方法が例年と異なりますので、ご注意ください。

今回の申告においては、会場内の混雑緩和のため、確定申告会場へ入場するには、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

入場整理券は各会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は下記をご確認ください。

なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます（2月16日掲載開始予定）。

問い合わせ　柏原税務署☎0795-72-1130／税務課☎552-5306

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

新型コロナウイルス感染対策のお願い

●検温のご協力
・入場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、入場をお断りします

●マスクの着用、手指消毒のご協力
・マスクを常時着用していただき、こまめな手指消毒をお願いします

●少人数での来場
・会場には、申告される方お一人でお越しください
・介助を要するなどの理由の場合も、必要最小限の人数でお越しください

●その他
・筆記具、計算機などをご持参ください

スマホやパソコンで自宅から申告ができます

スマートフォンやパソコンを使って、確定申告書の作成や提出ができます。感染症予防対策のため、自宅で確定申告を済ませましょう。

詳細は、市広報紙に併せて配布しています「税務特集号」をご覧ください。

～良好な景観形成に向けて～ 丹波篠山市屋外広告物条例を改正します

問い合わせ　地域計画課☎552-1118

市では、平成26年7月に兵庫県条例から市条例に移行して、屋外広告物の掲出の適正化に取り組んでいます。条例の施行から6年が経過し、日本遺産のまちとしてより一層の良好な景観形成を図り、丹波篠山の魅力を高めていくため、丹波篠山市屋外広告物条例を改正します。

改正条例の主な要点

○現行の地域区分である禁止地域および許可地域を廃止。土地利用に応じた地域区分を広告物等規制地域として、第1種地域から第7種地域までの7つの地域を設定

○屋上、壁面、垣・塀を利用した広告物や案内誘導広告について表示面積の限度を規定

○景観に配慮した広告物を誘導するため、地域区分に応じた色彩基準に見直し

○庇（ひさし）利用広告の基準を規定

○地域区分の変更に併せて、各地域の面積や数量の上限を見直し

経過措置　改正前に適法に掲出されていた屋外広告物のうち、改正後の条例の規定に適合しなくなった屋外広告物については、最長5年間、改正前条例の規定で引き続き掲出することができます。

※経過措置期間内に改正条例の規定に適合するために行う改修や除却には、助成制度があります。

施行期日　令和3年4月1日

掲出には許可が必要です

屋外広告物を掲出する場合には、一定の広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。また、変更等（表示内容の変更、改造、移転）する場合にも許可が必要です。

なお、屋外広告物の種類によって許可期間が定められていますので、許可期間経過後、撤去を行わずに引き続き掲出する場合には、許可期間の更新手続きを行う必要があります。

ふるさとの貴重な動植物

ヒトリシズカ（センリョウ科）

桜の頃、陽の当たる雑木林の下で咲きます。静御前の姿に見立てた名前だといわれ、花穂を１本立て、３㎝ほどの白い糸が水平に回りついています。花にみえる白い糸は雄しべで、花弁も、萼（がく）もない変わった花です。

最近、市内の東部の山麓で見つかり、しかも群生していました。花穂が２本立つフタリシズカは市内でもたまに見かけますが、このヒトリシズカはあまり見かけることがなく、この場所は大変貴重です。

別名ヨシノシズカ（吉野静）、マユハキソウ（眉刷草）ともいわれています。

篠山自然の会・兵庫生物学会
樋口清一（ひぐちきよかず）さんの協力

丹波篠山市景観計画を変更します

景観計画では、沿道地区（味間新交差点から東吹下交差点まで）で、屋外広告物の掲出などに関する景観形成基準を定めています。しかし、より魅力のある沿道の市街地景観形成をめざすことを目的に、建築物や工作物などの景観形成基準を規定するなどの変更を行います。

変更の内容

○沿道地区の区域を延長（東吹下交差点から渡瀬橋まで）

○建築物や工作物などについて景観形成基準を新たに規定。屋外広告物の景観形成基準は市屋外広告物条例に基づく規制誘導に一本化するため削除

○第７章「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、市屋外広告物条例改正と併せて変更

効力の発生する日　令和３年４月１日

問い合わせ　地域計画課☎552-1118